

# 岩手県警察少年事件特別捜査隊運営要綱の制定について

平成 12 年 7 月 13 日  
岩生安発第 95 号  
岩警務発第 62 号  
岩刑事発第 86 号  
岩交通発第 67 号  
岩警備発第 66 号

〔沿革〕平成20年3月12日岩少第95号改正

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

最近の少年事件の傾向として、集団による暴行、恐喝事件の増加や、殺人、放火などの凶悪事件が目立つほか、犯行後の証拠隠滅工作を行うケースも見られるなど、質的に集団化、凶悪化及び巧妙化を強めている状況にある。

このように深刻化する少年事件に迅速かつ的確に対応するため、本部内各所属の捜査員を構成員とする横断的組織である「岩手県警察少年事件特別捜査隊」を設置することとし、別添のとおり同運営要綱を制定して、平成 12 年 7 月 19 日から施行することとしたので、効果的な運用を図られたい。

別添

## 岩手県警察少年事件特別捜査隊運営要綱

(目的)

第 1 この要綱は、岩手県警察に岩手県警察少年事件特別捜査隊（以下「少年事件特捜隊」という。）を置き、少年事件捜査力を充実強化した上、適正、迅速かつ的確な捜査を推進し、悪質重大な少年事件に対処していくことを目的とする。

(任務)

第 2 少年事件特捜隊の任務は、県内で発生した次に掲げる事件の捜査応援とする。

- (1) 捜査指揮に関する訓令（以下「訓令」という。）第 2 条に規定する本部長が指揮する事件で、かつ、少年が犯罪の主体となるもの
- (2) 訓令第 9 条に規定する報告事件で、かつ、少年が犯罪の主体となり、広域的、組織的捜査を要するもの
- (3) その他社会的反響が大きく、本部長が捜査応援を必要と認めたもの

(編成)

第 3 少年事件特捜隊は、隊長にあっては少年課少年事件指導官を、隊員にあっては本部内各所属の警察官のうちから本部長が指定した者をもって編成する。

2 本部長は、隊員を指定するときは、事前に関係所属長と協議するものとする。

3 隊員の指定は、指定書（様式第 1 号）を交付して行うものとする。

(応援要請)

第 4 所属長は、少年事件特捜隊の捜査応援が必要と認めたときは、少年事件特別捜査隊派遣要請書（様式第 2 号）により、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）を経て本部長に対し、少年事件特捜隊の捜査応援を要請するものとする。

(出動)

第 5 本部長は、第 4 の要請に基づき、次の事項を明らかにして、少年事件特別捜査隊出動命令書（様式第 3 号）により、少年事件特捜隊の出動を命ずるものとする。

- (1) 出動年月日（予定期間）
- (2) 出動場所
- (3) 出動隊員
- (4) 出動事由
- (5) その他必要事項

2 少年事件特捜隊の出動期間は、7日間以内とする。ただし、捜査の状況に応じてその期間を延長することができるものとする。

(捜査指揮)

第6 派遣された隊長及び隊員は、派遣先の所属長の指揮の下で捜査活動を行うものとする。

(隊員名簿)

第7 少年課長は、少年事件特別捜査隊員名簿(様式第4号)を備え付け、隊員の指定、変更の都度整理しておかなければならない。

(教養訓練)

第8 少年課長は隊員に対して、捜査技術の向上を図るため、計画的に教養訓練を行うものとする。

(庶務)

第9 少年事件特捜隊の庶務は、少年課において行う。

附 則

この要綱は、平成12年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月26日から施行する。

指 定 書

(所属) ----- (階級)	(氏名)
(指定内容)  岩手県警察少年事件特別捜査隊  隊長 隊員 に指定する	
指定年月日	年 月 日
指定権者	岩手県警察本部長  印

様式第2号(第4関係)

第 号  
年 月 日

岩手県警察本部長 殿

所 属 長

少年事件特別捜査隊派遣要請書

派遣年月日 ( 期 間 )	
派 遣 場 所	
要 請 人 員	
要請の事由 及 び 任 務	
服装、携行品 装 備 資 器 材 等	
備 考	

所 属 長 殿

岩手県警察本部長

少年事件特別捜査隊出動命令書

出動年月日 ( 期 間 )	
出 動 場 所	
出 動 隊 員	
出動の事由 及び任務	
服装、携行品 装備資器材等	
備 考	

様式第4号(第7関係)

少年事件特別捜査隊員名簿

番号	所属	係名	階級	氏名	生年月日	年齢	拝命年月日	昇任年月日	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									